

介護保険事業所実施 J A 御中

全国農業協同組合中央会

令和3年度介護報酬改定にかかる要請事項等について（お礼とご報告）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から JA 高齢者福祉事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、本来であれば JA 介護保険事業別ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催し、要請事項等をまとめるつもりでしたが、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして、厳しい業務環境にもかかわらず、文書ならびにWG専用ホームページからご意見・ご要望をいただくよう、ご依頼しましたところ、多くのご意見・ご要望をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。

いただきました要望等は、下記のとおり検討し、この度、弊会の理事会におきまして、別添のとおり、令和3年度介護報酬改定にかかる要請事項等を決定いたしました。

今後、令和3年度介護報酬改定にかかる要請事項等につきましては、秋ごろから議論が本格化する介護給付費分科会において反映させるべく、厚生労働省等へ要請してまいります。

なお、この度、決定いたしました令和3年度介護報酬改定にかかる要請事項等を JA CARE NET（JA 高齢者福祉事業ホームページ）に掲載いたします。

敬具

記

1. これまでの経過

（1）JA 介護保険事業所等からの要望・意見等の調査の実施

新型コロナウイルス感染症対応のためWG参画JAについては、「JA CARE NET（JA 高齢者福祉事業ホームページ）」にて、WG非参画JAについては中央会等を通じてJA 介護保険事業所等へ介護報酬改定と新型コロナウイルス感染症対策に関する要望・意見等を募集、いただいた要望等を集約して要請につなげていくことといたしました。

＜要望事項の受付状況＞

回答数：421 事業所／896 事業所（連合会の回答は含まない）

回答率：47.0%

（2）ご意見・ご要望から要請事項等のとりまとめに至る経過について

介護保険事業実施 JA から数多くいただいた意見・要望、JA 全厚連からの要望事項を各WGの主査・スーパーバイザーに内容を精査・検討いただき、要請すべき事項については6月19日開催の「JA 介護保険事業実務者検討会」にて協議のうえ決定いた

しました。協議を行ううえで、各WG主査から以下の内容については、除外すべきという意見もあり、協議を進めるうえで、今後も随時要請していかなければいけない事項を中心に取りまとめました。

- ① 改正内容とは異なる、自事業所の経営環境による事項
- ② 既に今回介護保険制度改正内容から延期または除外されている事項
(例：居宅介護支援の利用者負担、要介護1、2の利用者への要支援移行 等)
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策では、既に補正予算案で対応されている事項等

(3) 要請事項等の決定

要請事項等の決定に向けて、前記の「JA 介護保険事業実務者検討会」(6月19日)、「JA 高齢者福祉ネットワーク代表委員会」(6月24日)およびJA 中央会常勤役員・参事全国会議(7月2日)における検討・協議を経て、7月9日(木)JA 全中理事会にて決定いたしました。

2. 地域支援事業にかかる市町村への意見具申について

要請事項の中で地域支援事業関連のものが含まれておりますが、地域支援事業の国の役割は制度設計が中心となっており、大概の部分は市町村行政へ権限移譲されておりますので、JA 介護保険事業所においても地域支援事業関連については、各事業所から市町村行政へ意見を具申くださいますようお願い申し上げます。

3. お問い合わせ先(各WG事務局)

全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 くらし・高齢者対策課

(担当：堀田・小林・諏訪)

〒100-6837 東京都千代田区大手町 1-3-7 JA ビル

E-Mail : kourei.s@zenchu-ja.or.jp

以 上